

資料 1

農 林 水 産 省 提 出 資 料

「行政不服審査制度検討会 中間取りまとめ」に対する意見(農林水産省)

項 目	意 見	備 考
第1 不服申立ての基本構造の簡素化		
2 審理の一段階化	<p>本中間取りまとめは、「主として国についての改正を念頭に置いて検討したものである」として、地方公共団体に関する制度の在り方については、「更に検討を深めることとしたい」とされており、具体的には国の地方支分部局の長の処分に係る不服申立てを念頭にまとめられている。しかし、例えば、都道府県知事が法定受託事務の権限を都道府県の出先機関の長に委任した場合、審査庁を原権限庁である都道府県知事とするのか、あるいは、本来的な審査庁である所管大臣とするのか、といった国と地方公共団体との関係については併せて検討すべきと思料する。</p> <p>上段の例のような場合について、仮に審査庁を原権限庁である都道府県知事とした場合は、「審理の一段階化」によって国民は本来的な審査庁である所管大臣の(再)審査を受けることができなくなる。しかし、国民にとってより客観的かつ公正な判断が得られるようにするためには、本来的な審査庁である所管大臣の判断を受けることができる手続きを引き続き存置すべきではないかと思料する。また、都道府県知事の権限の委任の有無という「偶然の差異」により審査庁(権利保護のレベル)が異なることとならないように措置すべきであると思料する。</p>	<p>【現行】権限委任前: 処分庁(知事)→審査庁(大臣)。権限委任後(例えば知事権限を地方事務所長等都道府県の出先機関の長に委任した場合): 処分庁(=委任先行政庁: 地方事務所長等)→審査庁(=原権限庁=委任元行政庁: 知事)→再審査庁(=本来の審査庁: 大臣)。【参考】行政不服審査法第5条、第8条第1項・第2項。地方自治法第153条第1項、第252条の17の2第1項、第252条の17の4第3項、第255条の2第1号</p>
第2 客観的かつ公正な審理の実現		
1 対審構造(審理の主宰者)	<p>審理担当官に指名される者は通常業務に加え審理業務を行うこととなり、業務量が増加することから、通常業務への支障や審理業務の遅延が考えられるため、審理業務を集中的かつ迅速に行える体制の整備及び人員の確保が必要。</p>	